

# 入札説明書

## 1. 設置場所

三重県立鈴鹿青少年センター

〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口（設置場所は別紙自動販売機設置場所図及び自動販売機設置一覧を参照してください。）

電話 059-378-9811

清涼飲料水自動販売機 4 台

軽食等自動販売機 2 台

※上記台数とは別に、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第22条の趣旨に鑑み、1台別途設置します。

## 2. 入札手続等に関する事項

### (1) 入札書の提出方法

2の(2)の提出物を2の(4)の場所へ一般書留又は簡易書留で郵送してください。これ以外の方法(普通郵便、宅配業者等によるメール便、持参等)で提出された入札書は無効とします。

### (2) 提出書類(各一部)

#### ア 入札書(別紙様式1・別紙様式2)

※様式1は清涼飲料水の入札書、様式2は軽食等の入札書となり、両方または様式1か様式2のいずれかの提出となります。

#### イ 誓約書(別紙様式3)

#### ウ 委任状(別紙様式4)(代理人により入札する場合)

#### エ 証明書類

- ・法人の場合 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・個人の場合 住民票記載事項証明書

#### オ 納税証明書(入札書提出日の6カ月以内に発行のされたもの。コピー可)

- ・三重県に本店・支店又は営業所がある場合  
県税事務所が発行する納税証明書  
税務署が発行する納税証明書(納税証明書その3 消費税及び地方消費税)
- ・個人の場合  
県税事務所が発行する納税証明書(個人事業税及び自動車税)  
税務署が発行する納税証明書(納税証明書その3の2 所得税、消費税及び地方消費税)

#### カ 設置予定の自販機カタログ(コピー可)

### (3) 現場確認

- ・現場確認については、平成30年2月7日(水)から9日(金)の9時から17時の間に確認することができます。現場確認を希望する方は、予め施設に連絡のうえ、施設の指定する時間に確認を行ってください。

### (4) 入札書提出期限及び入札書提出先

- ・入札書提出期限  
平成30年2月22日(木)から平成30年2月27日(火)午後12時必着
- ・提出先  
〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地  
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿(三重県営鈴鹿スポーツガーデン)  
公益財団法人三重県体育協会総務課  
電話059-372-3881 ファクシミリ059-372-3881  
E-mail:mieken@japan-sports.or.jp

(5) 開札の日時及び場所

開札は、2の(4)の場所において、13時から入札に関係のない本協会職員立会いのもと行います。

### 3. 選考

(1) 選考日

平成30年2月27日(金)

(2) 設置予定事業者の決定方法

本協会が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率を持って入札をした者を設置予定事業者とします。売上手数料率については、小数点第1位まで記載してください。

(3) 本協会が予定する売上手数料率以上での入札がない場合は、条件等を見直しのうえ、再度の公募を行います。

(4) くじによる決定方法

同率の入札をした者が2人以上あるときは、当該応募者立会いのもと、くじにより設置予定事業者を決定します。なお、くじ引きは開札の翌日、午前10時に開札した場所で行います。

(5) 応募者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しはできません。

(6) 質問がある場合は、別紙様式5により、平成30年2月14日(水)15時までに電子メール、ファクシミリ又は郵送により2の(4)に提出してください。

回答書は、平成30年2月22日(木)に本協会ホームページ上に掲載します。

### 4. 入札方法等に関する事項

(1) 設置予定事業者は入札書に入札価格(売上手数料率)、入札者の住所、氏名又は法人名・代表者名等の必要事項を記入してください。

(2) 次の各号の一に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 虚偽の申請を行ったものが入札したとき

ウ 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき

エ 期限までに入札書が届かなかったとき

オ 入札者の住所、印影もしくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札をしたとき

カ 金額を訂正したとき

(3) 入札保証金については免除とします。

### 5. その他

(1) 契約書は2通作成のうえ、双方各1通を保有するものとします。なお、収入印紙については、貼付し

その費用はおのおのが負担するものとします。

- (2) 自動販売機の売上手数料率の納入については、本協会が定める日までに納入することとします。
- (3) 入札後、不明な点があったことを理由として、異議申し立てをすることはできません。
- (4) 自動販売機の設置する権利を、第三者に委譲または転貸しないこと。
- (5) 本入札については、本協会が施設の指定管理者として指定を受けていることが前提となるため、万一指定の取消しが発生した場合は、本契約も解除することとなります。
- (6) 自動販売機の設置については、設置日より販売できるよう機材の調達等準備すること。なお、機器の搬入については、施設と協議してください。
- (7) 販売実績  
H25年度 18,461本、H26年度 17,536本、H27年度 13,691本、H28年度 10,669本  
※この販売実績については、県直営で自販機の設置をしていたため、詳細は不明です。
- (8) 延来場者数  
H25年度 74,751人、H26年度 74,719人、H27年度 75,946人、H28年度 74,062人
- (9) 設置予定業者は、本協会の賛助会員に入会していただきます。